


所管部課	企画財政部企画課	部長	並木 俊則		
件名	東大和市組織規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	子ども生活部子育て支援課			
<p>1. 要旨</p> <p>子ども生活部子育て支援課母子・女性相談係の事務分掌について、関連法等の改正に伴う文言整理のため、改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 「母子及び寡婦福祉法」の一部改正により、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改められ、平成26年10月1日から施行されることに伴い、母子・女性相談係事務分掌 第1号中「母子」を「ひとり親家庭」に改める。</p> <p>② 「東京都母子福祉資金貸付条例」の一部改正により、「東京都母子及び父子福祉資金貸付条例」と改められ、平成26年10月1日から施行されることに伴い、母子・女性相談係事務分掌 第3号中「母子福祉資金」を「母子及び父子福祉資金」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行したい。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>文言整理のため、特に影響なし。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p> <p>「東京都母子福祉資金貸付条例」の一部改正については、第3回都議会定例会 (平成26年9月17日開催) において審議され、平成26年9月25日に議決され、平成26年10月1日施行となる。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし。</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。